

(参考様式3)

会 議 録

会議の名称	平成27年度東村山市青少年問題協議会 第1回			
開催日時	平成27年5月28日(木) 午後3時00分から午後4時30分			
開催場所	いきいきプラザ3階 マルチメディアホール			
出席者及び欠席者	●出席者： (委員) 渡部尚会長・駒崎高行委員・小林美緒委員・大澤加壽子委員・大輪雅子委員・丹代了委員・近藤満雄委員・杉本みさ子委員・保坂吉則委員・遠藤剛之委員・町田豊委員・森浩史委員・漆原次男委員・矢部崇委員・齋東由紀委員・田口正治委員 (市事務局) 肥沼教育部次長・青木由美子教育部次長・谷口雄麿主幹・高治圭吾指導主事・平島社会教育課長・大西弥生教育支援課長・朝岡社会教育係長 ●欠席者：藤澤功明委員・松本康夫委員・鈴木克也委員・新義友委員			
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	傍聴者数	なし
会議次第	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 新任委員自己紹介 4. 協議事項 (1) 平成27年度東村山市青少年健全育成大会について ①平成27年度東村山市青少年健全育成大会スケジュール ②第34回東村山市中学生の主張について ③第29回東村山市青少年善行表彰について ④いのちとこころの教育週間「市民の集い」について 5. 情報交換 6. 閉会			
問い合わせ先	教育委員会 教育部 社会教育課 社会教育係 担当 朝岡 電話番号 代表042-393-5111 内線3514 ファックス番号 042-397-5431			
会 議 経 過				
1. 開会(肥沼次長) 2. 会長あいさつ 本日は公私ともにお忙しい中、青少年問題協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 新年度を迎え2ヶ月経ち、今年度は、4月に統一地方選挙がございまして、議会選出の委員さんも顔ぶれが変わり、私も当会の会長としてお世話になりますのでよろしく願いいたします。 それぞれの団体・機関におかれましても、既に新年度がスタートされ様々な取り組み、活動、更には準備等をされていることと思います。 本日の青少年問題協議会におきましては、当年度の事業等につきまして協議していただくこととなりますので、ご審議よろしく願いいたします。				

昨年度は、皆様のご指導・ご協力をいただきまして、色々な部分において成果が上がったわけですが、その反面、当市の中学生が逮捕される事案がございまして大変ショックを受けました。事件を起こす子どもたちがいるのも事実ですが、その一方で、各学校でどのようにすればイジメをなくすることができるのか、生徒会を中心に話し合いを重ね、いじめを防止する漢字一字を市民の集いで発表していただきました。中学生の皆様が真摯にいじめ問題を受け止め、見て見ぬふりをせず、早期発見をして解決していくということが見えて非常に感じられました。また、新年度を迎えまして、教育委員会制度もかわりますが、未だ不透明なところがございますので、教育委員会と首長とで総合教育会議を開催することとなり、深刻ないじめ事案等につきましては、ここで協議することが法的に明記されておりますので、今後も教育委員会だけでなく、いじめのない安心した学校づくり、地域づくりを進めていきたいと考えております。この青少年問題協議会が中心的な役割を担うこととなりますので、ご指導・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

3. 新任委員の紹介

駒崎 高行 市議会議員
小林 美緒 市議会議員
矢部 崇 秋津小学校長
田口 正治 東京都小平児童相談所長

事務局紹介

青木由美子 次長（学校教育担当）
高治 圭吾 指導主事

4. 協議事項《司会：町田教育委員長》

(1) 平成27年度 東村山市青少年健全育成大会について

①平成27年度東村山市青少年健全育成大会スケジュール（案）について
事務局より説明（資料1）

- ・今年度は、中央公民館の耐震工事に伴い、平成26年11月8日（日）市民センター1・2・3会議室で開催したいと考えております。内容につきましては、第一部では、中学生の主張ということで、作文部門、絵画・イラスト部門で入選された作品の発表。第二部では、入選された作文部門・絵画・イラスト部門の生徒の表彰及び青少年善行表彰者の表彰式。第三部におきましては、伝統文化の披露ということで、秋津東小学校の児童による秋津囃子の披露。東村山第三中学校の英語部並びに合唱部の発表となり、15時50分終了と考えております。平成27年度東村山市青少年健全育成大会の内容・流れにつきましてご意見をいただきたいと思っております。

司会

・例年通りの三部構成で執り行うということですが、皆様よりご意見がありますでしょうか。
⇒異議なく了承された。

②第34回東村山市中学生の主張について

事務局より説明（資料2）

- ・実施要項（案）を基に、趣旨・概要・審査基準等を説明
- ・今年度のテーマにつきましては、昨年テーマを変更したところ、前年度に比べ、作文部門は180編、絵画・イラスト部門では90点も多く応募があったため、昨年度の応募状況を勘案し、同テーマと考えておりますが、ご意見をいただきたいと思っております。また、審査結果についても、各部門で10名づつの入選者としたい旨を説明。

司会

前回同様の内容でとのことですがご意見・ご質問ありますでしょうか。

A委員

事務局（案）はないのでしょうか。

事務局

昨年度テーマを変え応募数が増え、かつ毎年テーマを変えるのはどうかとも考えまして、今年度は同テーマでと考えております。

A委員

東日本大震災等、各方面においてボランティア活動が必要とされているところですが、青少年期からボランティア精神を養う必要があると思いますので、テーマとして入れてみてはと思います。

司会

今までも作文の中でもボランティア経験の作品は出ておりますが、テーマはテーマとして、注釈の所に明記するというので、よろしいでしょうか。

⇒異議なく了承された。

③第29回東村山市善行表彰について

事務局より説明（資料3）

実施要項（案）を基に概要説明。

⇒異議なく了承された。

④いのちとこころの教育週間「市民の集い」について

事務局より説明（資料4）

毎年2月1日から7日をいのちとこころの教育週間と定め、この週における日曜日に市民の集いを開催していましたが、今年度におきましては、先ほどお話をさせていただきましたが、中央公民館の耐震工事に伴い、会場を市民センター1・2・3会議室で実施させていただきたいと思います。

また、本来ですと2月7日の日曜日に開催するところですが、この日は、中学校東京駅伝大会が開催されることから、1月31日（日）に開催をさせていただければと考えております。

内容につきましては、第一部で人権・税の作文、中学校生徒会による発表は従来通りですが、第二部・第三部につきましては、市民センターに会場が変更となることから、委員の皆様にご意見を賜りたくよろしくお願いいたします。

司会

今、市民の集いについての説明がありましたが、まだ先の話ですが、内容について幾つかご意見をいただければ事務局の方では準備を進めていけると思います。

一部は例年通りということですが、市民センターに会場変更となり限られたスペースとなりますが二部以降で何かございますでしょうか。

A委員

市制施行50周年式典で使用した、市民スポーツセンターを会場にはできないでしょうか。

司会

過去に成人の日のつどいを行っていましたが、スポーツセンターを会場とすると仮設舞台を設置することになりますので、かなりの費用を捻出することになるようですが、舞台なしでやることとなれば、話は変わってきますが。

A委員

市外の施設は利用できないのでしょうか。

司会

事務局の方で検討できれば検討していただければと思います。

教育長

今年度の成人の日のつどいは、明法高校の講堂をお借りするんですね。

予算の兼ね合いがあると思いますが、もし、借りられるのであれば検討してはいかがでしょうか。

司会

会場も決定しておりませんが、内容で何かいいのものがありましたら、事務局までご意見をいただければと思います。

B委員

講演料はあるのでしょうか。

事務局

26年度につきましては、市長会の補助金を使わせていただき開催いたしました。今年度につきましては、市民の集いの講師料は市予算で実施します。

事務局

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京都でも様々な補助金関係が出てきておりますが、青少年健全育成を踏まえ活用できるものは活用していきたいと考えております。

事務局

今、講師を呼ぶ案が挙がっておりますが、小中学校の児童生徒の発表の場を増やすということになると講演自体は難しくなるのではないかと思います。

場所にもよりますが、どちらをメインにするかで内容が変わってきますので、ご協議いただければと思います。

司会

平成26年度は、どちらもメインとなっております。

内容につきまして、良い案がございましたら、事務局までご一報願います。

以上を持ちまして、協議事項を終わらせていただきます。

5. 情報交換

事務局

不登校対策についての今年度の取り組みと、昨年度のいじめ防止の取り組みについて、ご報告させていただきます。

不登校対策はこれまで、本市の教育委員会・学校の重点課題として掲げておりましたが、不登校児童生徒の出現率は東京都の平均率を上回っており、これまでも様々な対策を講じてまいりましたが、ここ数年は微増傾向にあります。

この不登校の傾向といたしましては、原因が複雑化しているために、なかなか解決に至らず長期化してしまっております。本来不登校の児童生徒を学校に復帰させるには早い段階での対応が必要で、そのために的確な情報を把握して、学校も教育委員会も組織として、対応していくことが大切であり求められているところです。

本年度は不登校対策2つの新たな手立てを打ち出しております。

1つ目はスクールソーシャルワーカーの導入です。2つ目は、健全育成学習室という学校には、少し通いにくいお子様が通っております、希望学級というものがございます。この希望学級の運営形態を変えてまいります。

この2点につきまして、教育支援課よりご説明させていただきます。

事務局

本市の不登校のお子様への支援につきましては、様々な実践を行ってまいりましたが、今、お話しさせていただきました通り、微増傾向にあります。

このことに伴いまして、今年度より2つの対策を講じて、これまで以上に学校と教育委員会が連携し、1人で多くのお子様の学校復帰を目指していきたいと考えております。

1点目は、スクールソーシャルワーカーの導入です。

他市には遅れをとりましたが、現在3名のソーシャルワーカーが教育支援課に所属しております。3名のスクールソーシャルワーカーにつきましては、教員免許を有し学校現場で多くの生徒・保護者との関わりを続けていらした方2名、社会福祉士・臨床心理士の免許を有する方1名に委嘱し、現在、本活動に向け準備を進めております。

スクールソーシャルワーカーは、学校と協力し、不登校の問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整、学校内における支援体制への支援・助言、保護者・教職員などに対する相談・情報提供などを行ってまいります。学校だけではなく、積極的に関係機関にも働きかけ、直接、児童や保護者に面談し働きかけを行うなど、活動範囲は広くなりますが、コーディネーターとしての機能を十分に発揮できるよう準備を進めているところです。

2点目は、希望学級の運営方針の変更です。

希望学級は、東村山市健全育成学習室という形で、昭和63年度に発足いたしました。この時期の発足は全国に先立ちまして、不登校児童・生徒の学校復帰のあしがかりとなっておりましたが、更に充実を図るべく、今年度、運営方針を変更いたしました。これまで、希望学級は1つの小さい学校というようなものになっており、一斉授業と個別授業が行われてきましたが、不登校のお子様が抱えている様々な要因に対応すべく個別の対応ができる活動を行ってまいります。これまでは、希望学級を知ってもらい、希望学級に在籍の先生に足を運んでもらう取り組みを進めておりましたが、希望学級の指導員が各学校を回り、スクールソーシャルワーカーや教育相談室と連携を取りながら学校復帰へ繋げていく取り組みを進めてまいります。不登校児童・生徒は、学習の機会が損なわれるだけではなく、小・中学校時期の大切にしたい社会参加や他者とのコミュニケーションの機会も失うことになってしまいます。「まずは一人の学校復帰から」をキャッチフレーズに、様々な機関との連携を強化し、積極的に取り組みを進めてまいります。

事務局

資料5の説明。

昨年度の取り組みを様々な視点で取りまとめたものの中から、幾つかをピックアップしたものです。

スクールカウンセラーによる小学校5年生、中学校1年生の全員面談を行いました。

このグラフの見方ですが、7校行って30%、16校行って70%と捉えていただければと思います。

色の濃い方がグループ面談、薄い方が個人面談ということになります。

このスクールカウンセラーが子ども達から得た情報を担任に伝えたり、生活指導主任会等で情報共有をしているのが現状でございます。

続きまして、学校いじめ対策委員会という学校内の組織がございます。週1回から年に3～4回と幅が広いのですが、週1回の学校の多くは、中学校です。

さらには、中段には教員の研修した内容が書かれております。また、下段の学校独自の調査を見ていただきたいのですが、年間3回、東京都と東村山独自でいじめの実態調査を行っております。

さらに学校独自で行っているものを書いております。

グラフにありますのは、記名式・無記名式アンケートを更に半数の学校がプラスして行い、実態を把握しているのが現状です。その他の学校の取り組みといたしましては、相談箱の設置を行ったり、あいさつ運動や二者面談、担任との交換日記等様々なことを学校が考え、早期にイジメを発見しようと取り組んでおります。

各学校の取り組みは市内全校で情報共有し、他校の良い所は、今年度の学校のそれぞれのいじめ防止基本方針に取り入れられております。本日は、小学校校長会の代表が委員としてご出席されておりますので、秋津小学校における27年度の改善点をお話いただければと思います。

C委員

資料6の説明。

市のいじめ防止基本方針を受けまして、昨年度、市内の小中学校全てにおいて策定いたしました。私は今年度着任いたしました。昨年いじめの認知件数が認められなかったということでした。

資料のアンダーラインが引かれたものが今年度の改善点となります。

いじめは、人権を侵害する行為ということで、一文追加させていただきました。

2、いじめ防止に関する学校の組織体制につきましては、本校もいじめ対策委員会がほぼ月1回開催され、週1回、生活指導の打ち合わせもあり、そこで情報交換を行っております。いじめは市民も一緒になっていじめ防止のためにご尽力いただきたいという思いもありまして、学校公開の際に、道徳事業とは別にいじめについての事業を行うよう指導しております。(5)の学校サポートチームにつきましては、本校の場合大きな事態が発生したことはございませんが、事態が起こった際のために一文を加えさせていただきました。

また、3、4つの段階に応じた具体的な取組につきましては、主に早期対応のための取組につきまして重点化いたしました。

本校はいじめ件数がありませんでしたが、万一、いじめが発生した状況につき、記載が薄いため追記いたしました。

4の校内における研修体制につきましては、教員に対し研修を積み重ね力をつけていくことを考えております。

本校を例にお話しさせていただきましたが、市内の小中学校では昨年策定したいじめ基本方針の見直しをし、それぞれの学校のホームページに掲載しているところですので、それぞれの取組みをご理解いただければと思います。

教育長

平成26年度より、スクールカウンセラーの面談につき、小学校5年生、中学校1年生全員に行うことは承知しておりましたが、個人面談を中心に面談を行うということではなかったのでしょうか。グループ面談でも良かったのでしょうか。

事務局

東京都教育委員会には、いじめ総合対策というものがございまして、これを手本に各自治体が作成いたしました。学校規模によっては、ある一定期間を過ぎても時間が足りない場合があり、東京都教育委員会に確認をしたところ、グループ面談や個人面談についてのやり方については、学校の実態に応じてとの回答がありましたので、各学校に周知いたしました。

教育長

グループ面談ですと言いたいことも言えない状況があると思いますので、基本は個人面談が良いと思います。今年度も同じくらいの割合となるのでしょうか。

事務局

詳細は掴んでおりませんので、推測ではありますが、平成26年度の取組みを全校で共有したいときには、その話合いの様子から個人面談が増えるであろうと思います。

A委員

希望学級とはどのようなものなのでしょうか。

事務局

希望学級は、東村山市健全育成学習室という正式名称となり、集団への不適用、不登校などによって、児童生徒の指導が通常の学級では困難なお子様方について、希望学級というところに通っていただいて、学習の保証・集団への適用を高める指導をしております。市内では大岱小学校の中に設置されており、市内全域からお子様が行われております。

B委員

指導委員はどの様な方ですか。

事務局

現在、希望学級には7名の指導委員がおり、7名とも非常勤の教員があたっております。管理職を経験なされた先生ですとか、市から心理を勉強している補助員1名派遣しております。

A委員

学校の先生より、希望学級に行った方が良いとのアドバイスを受けて行かれるのでしょうか。

事務局

希望学級に際してのご相談は教育相談室から紹介させていただくことや、担任の先生よりご紹介される場合等、様々な入り口がございます。

D委員

青少年対策地区委員会は、5月に全地区総会が終了し、新年度の行事に取りかかっております。

スーパーやコンビニに陳列しております、不健全図書の陳列状態で販売しているかを調査するため各地区より東京都青少年健全育成協力員に任命され毎月活動しております。

また、今年度の青少対の白州キャンプは、7月25日から8月1日で実施され、三地区よりスタートいたします。バス代の高騰により、例年、順番で実施しておりましたが、今年度はバスを三台有する地区をまとめた形で実施いたします。

E委員

昨年度より、子ども見守り活動を作成してもらい、はっく君の家を平成10年よりご協

力いただけのご家庭に配布させていただいておりますが、実情を把握していない学校もあり27年度につきましては、P連の配布物等でPRをしていきたいと考えております。

F委員

子どもに対する軽犯罪が多発している。

放っておくとエスカレートしていく場合があるので、早日早目に通報願いたい。

G委員

子どもに被害が及ばないように、啓発に際し、どこからでも、誰でもわかるようなものと考えております。

また、登下校の時間帯に合わせ、青パトで巡回したいと考えております。

H委員

5月に総会が終了し、今年度の活動がスタートいたしました。

今年度の活動につきましては、犯罪や非行を防止し立ち直りを支える地域の力ということで、市内の小中学校に保護司が訪問し、犯罪の抑止活動や学校の現状等の意見交換を行ったり、7月10日に、市内3駅で中学生ボランティアのお力を借りて啓発リーフレットを配布。9月には、青少年健全育成を考える集いということで、東村山警察署のご協力を得て開催する予定です。

また、11月には、産業まつりにて、東村山西高等学校のボランティアの方々のご協力を得て啓発活動を行う予定でございます。

I委員

1点目は、前回の青少年問題協議会の席で、危険ドラッグの販売店が激減しているとお話しさせていただきましたが、東京都では、東京都長期ビジョンを策定し、危険ドラッグの撲滅に取り組むため推進をしているところです。当保健所につきましても、4月の下旬からケシの花がはき始めますので、館内に自生しているケシを抜去作業をしております。また、東京都でも薬物乱用防止標語・ポスターを募集し、昨年度は過去最多の46,807点もの応募がございました。

2点目は、ひきこもりの理解と対応という講演会を予定しております。こちらは東京都精神保健会が事務局となり、7月28日に、ホール田無にて開催いたします。

3点目は、デング熱については昨年、70年ぶりに国内の感染患者が発生いたしましたが、来月は蚊の発生強化月間と位置づけ、様々な普及啓発を行う予定です。

デング熱についての予防接種はございませんので、幼虫対策に重点を置いていただきたいと思います。

J委員

今までのお話を統括する形となりますが、小・中・高の連携が必要ということで、高等学校でも不登校の生徒を調査してみると、小・中学校でいじめを受けており、人間関係が構築することなく高校に入り、少しは改善されるが、結局壁にぶつかり登校できなくなっております。

中学校は受験を控え、そのような事案が不利益になると思われ、情報が挙がってきませんが、個人情報の件もあり、難しいと思っておりますが、個別の指導計画を中・高で共有できればと考えれおります。

6. 閉会あいさつ（教育長）

※会議資料をご覧になりたい方は、社会教育課にお越しください。